

大和市公告第 6 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、大和都市計画用途地域の変更案を作成したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 5 月 1 3 日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市西鶴間八丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課

4 縦覧期間

平成 2 8 年 5 月 1 3 日（金）から同月 2 7 日（金）まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。